

## 提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

## 信託業法施行令

関係条文	コメントの概要	金融庁の考え方
第1条の2	<p>施行令第1条の2の規定は、他の者への支払いに充てる金銭を支払うまでの一定の期間、管理・保全する目的で行われる金銭の預託を信託業法の適用除外としたものであって、このような目的・趣旨を越えた金銭の預託（例えば預託を受けた金銭を長期間、株式投資などにより運用する場合）を信託業法の適用除外とする趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>施行令第1条の2において規定されている者は、必ずしも信頼性が確保されている者ではなく、また、委任契約や請負契約を隠れ蓑にして、実質的な信託を受ける者が現れるおそれがあるため、信託業法の適用除外の範囲を限定すべきである。</p>	<p>本規定は、委任契約や請負契約に付随して金銭の預託を受けるような場合にまで信託業法の適用をすることは妥当でないため、そのような場合に限り、信託業法を適用しないことを示したものになります。</p> <p>仮に、委任や請負の外形をとっているものの、実質的には信託契約を締結しているといえるケースについてまで信託業法の適用除外としているものではありません。</p>
	<p>シンジケート・ローンに係る債権を被担保債権とし、いわゆるセキュリティ・トラストにおいて受託者として信託の引受けを行うことについては、受益者が金融取引に精通した金融機関であることが一般的であり、業者規制によって委託者及び受益者の保護をする必要性は高くないため、信</p>	<p>本規定は、委任契約や請負契約に付随して金銭の預託を受けるような場合にまで信託業法の適用をすることは妥当でないため、そのよう</p>

	<p>託業法の適用除外とすべきである。</p>	<p>な場合に限り、信託業法を適用しないことを示したのになります。</p> <p>シンジケートローンに係る債権を被担保債権とするセキュリティ・トラストの受託者であるという理由だけで信託業法の適用除外とすることはできないと考えます。</p>
<p>第 1 2 条の 2</p>	<p>委託者兼受益者が、信託契約において委託先たる第三者を指名した場合、法第 2 3 条第 2 項第 3 号が適用され、法第 2 3 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び施行令第 1 2 条の 2 第 1 項の適用はないと理解してよいか。</p>	<p>信託契約において委託先を指名した場合であっても、受益者が委託先を指名している限り、法第 2 3 条第 2 項第 3 号が適用され、法第 2 3 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び施行令第 1 2 条の 2 第 1 項の適用はないと考えます。</p>
	<p>委託者兼受益者が、委託先たる第三者を指名した場合、当該委託先が施行令第 1 2 条の 2 第 2 項に定める「受託者と密接な関係を有する者」であったとしても、法第 2 3 条第 2 項第 3 号が適用されると理解してよいか。</p>	<p>受益者が委託先を指名している限り、法第 2 3 条第 2 項第 3 号が適用され、法第 2 3 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び施行令第 1 2 条の 2 第 1 項の適用はないと考えます。</p>
	<p>施行令第 1 2 条の 2 第 1 項について、受益者保護の観点からは、委託先について、「委託者と密接な関係を有する者」であることに加え、「信託会社が委託者のみの指図により信託業務を行う場合における委託先」であることを規定すべきである。</p>	<p>委託先が受託者と密接な関係を有する者に該当しない場合に限定していること、信託会社は、委託先が的確に委託業務を遂行していないことを知った場合には、</p>

		<p>必要な措置を講ずる必要があること等の理由から、「信託会社が委託者のみの指図により信託業務を行う場合における委託先」に限定しなくても、受益者保護に欠けることはないと考えます。</p>
	<p>法第23条第2項第3号に従って受益者Aが信託事務の委託先Xを指名した後、当該受益者Aが受益権を譲渡した場合、当該譲受人Bにおいて信託事務の委託先Xを認識して受益権を譲り受けている以上、Bが改めてXを信託事務の委託先として指名する必要はないと解してよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
第15条の2	<p>自己信託の登録を受けなければならない場合として、当該信託の受益者が50人以上になる場合とされているが、この人数をもっと引き上げるべきではないか。</p>	<p>受益者保護が徹底されず、自己信託に対する信頼性が低下するおそれがあるため、人数を引き上げるのは妥当でないと考えます。</p>
	<p>投資家としての投資ビークル構成員の保護のためには、証券取引法（金融商品取引法）で十分であり、仮に不十分であるとしても証券取引法（金融商品取引法）で対応すべきであるから、施行令第15条の2第2項第1号のような規定は不要である。</p>	<p>信託制度に対する信頼性を維持する観点から、投資ビークルを介在させた場合には、信託業法による受益者保護を図る必要があると考えます。</p>
	<p>自己信託の登録が必要となる場合として、受益者が50名以上となる場合等が規定されているが、受益者保護のためには、資産流動化型の信託については原則として登録を求め、将来にわたり50名未満の特定した投資家のみを相手にすることが確定している場合等、ごく例外的な場合のみ登録不要とすべきである。</p>	<p>信託の利用形態如何にかかわらず、受益者が50名以上となった場合等には、登録が必要となることから、受益者保護は図られていると考えます。</p>

<p>自己信託の登録が必要となる場合として、受益者が50名以上となる場合等が規定されているが、その人数を50名とするのは、多数に過ぎるのではないか。</p>	<p>多数の受益者保護という観点と、自己信託の活用という観点から妥当な登録要件と考えます。</p>
<p>受益者を合算するのは、同一内容の自己信託に限らず、自己信託を反復継続して行った場合には、それぞれの受益者を全て合算すべきではないか。</p>	<p>50名以上の者が受益権を取得した場合に登録を求めている施行令第15条の2の規制の潜脱を防止するという観点からは、同一内容の自己信託に限ることが妥当と考えます。</p>
<p>自己信託の登録が必要となる場合として、受益者が50名以上となる場合等が規定されているが、資産流動化型信託では受益権を投資家に販売する場合のみならず、信託勘定に貸付けを行う投資家もいるため、この貸付人も人数要件のカウンタ対象とすべきではないか。</p>	<p>信託勘定に対する貸付人は、受益者とは異なるため、人数要件のカウナ対象とする必要はないと考えます。</p>
<p>自己信託の登録が必要となる場合として、受益者が50名以上となる場合等が規定されているが、適格機関投資家等のプロについては、50名という人数から除外すべきではないか。</p>	<p>多数の受益者を相手方とする場合には、自己信託を行う者も信託業法の登録を受け、受託者として信託業法上の管理運用上の義務を課すことは、信託制度の信頼性維持の観点から重要であり、適格機関投資家等を相手方とする場合もこの理由は同様であると考えます。</p>

	<p>自己信託の登録が必要となる場合として、受益者が50名以上となる場合等が規定されているが、組織再編に関して、一時的に自己信託を活用しようとする場合には、登録要件のハードルを緩和することも検討できないか。</p>	<p>組織再編において自己信託を利用した場合であっても、受益者が50名以上となる等の場合には、多数の受益者を保護する必要があるため、信託業法の登録が必要と考えます。</p>
	<p>施行令第15条の2第2項第1号イ～ホおよび第15条の2第2項第2号イ～ハには、組合員等に「なろうとする者」が規定されているが、これは、勧誘の相手方の数か、勧誘の結果として実際にイ～ホに定める者になろうとする者の数かを明確にしていきたい。</p>	<p>「なろうとする者」は、自己信託の効力発生後に、組合員等になろうとする者が存在することを自己信託を行おうとする者が知っている場合の者を規定する趣旨となります。</p> <p>また、その趣旨を明確化するため、修正しました。</p>
	<p>施行令第15条の2第2項第1号は、投資ビークルを介在させ、実質的受益者が多数になる場合について規定しており、一般的な事業会社や組合等が多様な金融商品に投資する中で、自己信託の受益権に投資を行った場合には、事業会社の株主や、組合の組合員等を実質的受益者としてカウントするものではないと考えるが、そのような理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>自己信託を行う者が投資ビークルの構成員に自己信託の利益を当該構成員等に享受させるために投資ビークルを介在させる場合は、自己信託の登録を潜脱する意図が明らかであるため、施行令第15条の2第2項第1号のような規定は不要である。</p>	<p>自己信託を行う者が投資ビークルを介在させた場合の規律を明確化する観点から、本規定を設けております。</p>

<p>施行令第15条の2第2項第1号は、投資ビークルを介在させ、実質的受益者が多数になる場合について規定しているが、複数の組合等を通じて自己信託の利益を組合員等に享受させる場合、例えば、以下のとおり受益者数を合算するという理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>任意組合と匿名組合がある場合には、組合員と匿名組合員の数を合算。</li> <li>任意組合が複数ある場合にもそれぞれの組合員の人数を合算。</li> </ul>	<p>そのようなご理解で結構です。</p> <p>また、その趣旨を明確化すべく修正しました。</p>
<p>施行令第15条の2第2項第1号ロに規定する匿名組合契約の営業者、同号ハに規定する投資事業有限責任組合契約の無限責任組合員及び同号ホに規定する有価証券の発行者は、その背後に存在する匿名組合員、有限責任組合員、有価証券の取得者など投資ビークル構成員の人数が同号に基づく自己信託登録規制の人数カウントの対象とされるので、自己信託登録規制の人数カウントの対象に含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>自己信託を行う者が匿名組合員等に自己信託の利益を享受させる目的を有している場合には、匿名組合員等の数を算定し、その場合には匿名組合営業者等の数は算定しません。</p> <p>また、その趣旨を明確化すべく修正しました。</p>
<p>施行令第15条の2第2項第1号は、投資ビークルを介在させ、実質的受益者が多数になる場合について規定しているが、1回の自己信託で複数の受益権を発生させ、複数の受益者と投資ビークルに取得させた場合、受益者数と投資ビークルの構成員とを合算する規定は存在しないが、合算しないという理解でよいか。</p>	<p>当該受益者数と投資ビークルの構成員の人数を合算すべきことを明確化すべく修正しました。</p>
<p>施行令第15条の2第2項第1号は、投資ビークルを介在させ、実質的受益者が多数になる場合について規定しており、自己信託の受益権を購入した組合等の構成員が、当初は50人未満であったが、自己信託を行う者が全く想定していなかった転売や購入先の組織再編等、自己信託を行う者の全く関与しない形で、結果的に、組合等の構成員が50人以上になった場合は含まれないと考えるが、問題ないか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。ただし、自己信託をしようとする者が、実質的受益者に自己信託の利益を享受させる目的を有している場合や、受益権の分割が可能である等の場合には、信託業法第50条の2</p>

		第1項の登録が必要となることに留意する必要があります。
	<p>施行令第15条の2第2項第1号は、投資ビークルを介在させ、実質的受益者が多数になる場合について規定しており、当該投資ビークルが当初に取得した資産が、自己信託の受益権のみであったとしても、そのことのみをもって直ちに同号に該当するわけではなく、例えば、その後他の資産を組み入れることも企図している場合には、投資ビークルの構成員をカウントしないと解してよいか。</p>	<p>投資ビークルの資産構成は自己信託を行う者の「目的」を判断する判断要素の一つではありますが、それだけをもって自己信託を行う者の「目的」を判断するものではありません。</p>
	<p>ゴルフ場の事業再生の場面では、ゴルフ場会員をビークルの構成員とするビークルを介在させるスキームもあるため、ゴルフ場の事業再生の場面で、ゴルフ場会員を構成員とするビークルに自己信託の受益権を保有させることも考えられるが、このようなゴルフ場会員は、施行令第15条の2第2項第1号において、ビークルの構成員としてカウントされるのか。</p>	<p>ゴルフ場会員であっても、自己信託を行う者が当該自己信託の利益を当該ビークルの構成員たるゴルフ場会員に享受させる目的を有している場合には、ビークルの構成員がビークルの発行する有価証券を取得している限り、その数をカウントすることになります。</p>
	<p>施行令第15条の2第2項第2号は、本来一つの信託の受益者が50名以上になることが予定されているにもかかわらず、これを複数の信託に分けることによって自己信託登録規制を潜脱することを防止するための規定であると考えられるが、このような潜脱行為が行われる場合は当該複数の信託の受益者を合算して第1号を適用すればいいので、施行令第15条の2第2項第2号のような規定は不要である。</p>	<p>複数の信託の受益者を合算すべき旨を明確にするため、受益者を合算すべきとする旨の規定は必要と考えます。</p>

<p>施行令第15条の2第2項第2号は、同一内容の自己信託の受益者を合算する旨規定しているが、「信託の目的、信託財産の種類及び価額、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法その他の事情」の全てにおいて同一でない限り、「同一内容の自己信託」とは見なせないとの理解で良いか、ご確認頂きたい。</p>	<p>「信託の目的、信託財産の種類及び価額、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法」は、例示であり、同一又は同種の内容の信託であるか否かは、個別具体的な信託行為の内容に照らして判断することになります。</p> <p>また、その趣旨を明確化すべく修正しました。</p>
<p>施行令第15条の2第2項第2号は、同一内容の自己信託の受益者を合算する旨規定しているが、下記のような場合には、各信託は同一内容信託に該当するか。</p> <p>(a) 事業会社 A がその保有する不動産を自己信託し、これとは別に保有する売掛債権を自己信託し、それぞれ流動化した場合。</p> <p>(b) 不動産会社 B がその保有する商業施設を自己信託し、これとは別に保有するマンションを自己信託し、それぞれ流動化した場合。</p> <p>(c) C 銀行が、個人に対する住宅ローン債権を自己信託し、これとは別に法人に対する手形債権を自己信託し、それぞれ流動化した場合。</p> <p>(d) 事業会社 D が、事業会社 E との合弁事業を自己信託を用いて実現すべく事業 X を自己信託し、一方、新規事業に対するリスクを切り離れた投資を自己信託の受益権の販売を通じて調達するため、別の事業 Y を自己信託した場合。</p> <p>(e) 事業会社 E がその保有する金銭債権を自己信託し、3ヶ月後に左記の自己信託のときには企図していなかった同種の金銭債権の自己信託を行った場合。</p> <p>(f) 映画製作会社 F が、これまで映画毎に「〇〇</p>	<p>同種内容の自己信託に該当するか否かは、個別具体的に自己信託の内容を、信託の目的、信託財産の種類及び価額、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法その他の信託行為の内容に照らして判断することになりますが、(b) (c) (e) (f) については、信託目的も信託財産の種類も同様であるため、一般的には同種内容の自己信託と考えられますし、(a) (d) については、その他の信託行為の内容も考慮して決せられるものと考えます。</p>

	<p>製作委員会」という民法上の組合を組成する形式で行っていた映画製作資金の調達を自己信託を通じて行うため、映画毎に、自己信託を設定し、配給会社、テレビ局等関係当事者への受益権販売を通じて資金調達を行う場合（映画毎に、製作期間や製作費の予算に応じて、信託の期間や元本金額は異なるケース）</p>	
	<p>施行令第15条の2第2項第2号は、同一内容の自己信託の受益者を合算する旨規定しているが、既に行われた自己信託が終了している場合、当該自己信託の受益者も合算する必要があるのか明確にすべきである。</p>	<p>自己信託が終了し、既に受益権が消滅している場合には、合算すべき受益者も存在しないため、合算すべき受益者には該当しないものと考えます。</p>
	<p>施行令第15条の2第2項第2号は、同一内容の自己信託の受益者を合算する旨規定しているが、合算するのは、6ヶ月以内に行った自己信託の受益者に限るべきである。</p>	<p>自己信託においては、信託期間に長短があるため、受益者を合算する自己信託を一定の期間で区切ることは妥当でないと考えます。</p>
	<p>自己信託において、受益権の譲渡に受託者の承諾が必要であることが定められており、かつ、受益権の譲渡により、受益者の人数が50名以上となる場合には、受託者がかかる譲渡を一切承諾しないことが定められている場合には、施行令第15条の2第2項第3号イ括弧書に該当するという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>施行令第15条の2第2項第3号ハ括弧書について、受益権の分割はそれ自体が直接受益者の数を増加させるものではなく、受益権の分割後に譲渡されることにより受益者の数が増加する可能性が出てくるので、「当該方法に従った受益権の分割がされ『譲渡され』ることにより」と規定すべきではないか。</p>	<p>受益権の分割が自由に行える場合には、「譲渡」に限らず、多数の者が受益権を取得できることになると考えます。</p>

<p>第15条の3</p>	<p>第15条の3第5号ないし第8号の規定は、他の者への支払いに充てる金銭を支払うまでの一定の期間、管理・保全する目的で行われる金銭等の自己信託を適用除外としたものであって、このような目的・趣旨を越えた金銭等の自己信託（例えば金銭等を長期間、株式投資などにより運用する場合）を適用除外とする趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>請負人が管理する金銭を自己信託する場合、及び委託に基づき金銭收受を行う者が管理する金銭を自己信託する場合を、登録義務の適用除外とするのは適当でないと思われる。</p>	<p>第15条の3第5号ないし第8号の規定は、他の者への支払いに充てる金銭を支払うまでの一定の期間、管理・保全する目的で行われる金銭等の自己信託を適用除外としたものであって、このような目的・趣旨を越えた金銭等の自己信託（例えば金銭等を長期間、株式投資などにより運用する場合）を適用除外とする趣旨ではないため、受益者保護の観点からも問題ないと考えます。</p>
	<p>施行令第15条の3第4号の適用対象は、金銭債権のうちサービサー法上の「特定金銭債権」に関する場合に限定されているが、特定金銭債権以外の金銭を回収する者がサービサーとして金銭等を自己信託する場合は、施行令第15条の3第7号に該当するという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>自己信託を行う者についての適用除外について、賃貸借契約に付随して賃貸人が受領する敷金等の金銭を自己信託する場合も適用除外とすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、内閣府令を修正しました。</p>

第15条の5	<p>施行令第15条の5では、信託財産の調査を行う者として、自己信託を行う者の役員や使用人を除外しているが、このような者であっても、信託業務に直接関与してない者であれば許容すべきと考える。</p>	<p>自己信託を行う者の役員や使用人である弁護士等については、信託財産の調査を行う者としての適性に欠けるものと考えます。</p>
	<p>①施行令第15条の5第4号は、不動産鑑定士ができる調査がどのようなものを規定しているものであって、不動産鑑定士は、信託財産が「不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権」である場合のみ調査できるという理解でよいか（5号も同様の理解でよいか）。</p> <p>②その場合、信託財産が不動産以外の財産が含まれた包括信託（例えば信託財産が不動産50%、その他の財産50%）の場合には、不動産鑑定士だけでは調査できず、不動産鑑定士と他の士業により調査を行うか、あるいは不動産を含めた全ての財産について他の士業に調査を行わせる必要があるという理解でよいか（5号も同様の理解でよいか）。</p>	<p>いずれもそのとおりのご理解で結構です。</p>
	<p>施行令第15条の5では、弁護士法の規定により、信託財産の調査に係る業務をすることができない者等を除外しているが、これは、弁護士法等の規定により弁護士等として業務全般をすることができない者を規定していると理解してよいか。</p>	<p>施行令第15条の5では、業務停止等により、業務全般ができない場合の弁護士等を除外するのは当然のことながら、信託財産の調査に係る業務に限定して業務停止等を受けている弁護士等も、除外する規定です。</p>

保険業法施行令

関係条文	コメントの概要	金融庁の考え方
第13条	<p>保険業法施行令第13条第1号のうち、会社法の適用については、保険会社を銀行とみなす必要はないのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、13条第1号中「会社法」を削除する修正を行います。</p>

		した。
--	--	-----

社債等の振替に関する法律施行令

関係条文	コメントの概要	金融庁の考え方
第11条	<p>社債等振替法施行令第11条第1項においては、現行の社債等の振替に関する法律施行令第11条第1項第2号（信託の終了により信託財産に属する振替社債についての権利が移転すべきものとなる場合）が削られているが、同号に掲げる場合は社債等振替法施行令第11条1項1号に掲げる場合に含まれるとの整理がなされたものとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>①社債等振替法施行令第11条第1項第3号は、新たに、同号に掲げる場合の申請者として「受託者及び受益者」を挙げるが、「及び受益者」を削除すべきである。</p> <p>②仮に、社債等振替法施行令第11条第1項第3号に掲げる場合の申請者に受益者も含める場合、受益者代理人がある場合は受益者代理人を含むものとするべきである。</p> <p>③また、社債等振替法施行令第11条第3項についても、同条第1項第3号の規定に応じ、受益</p>	<p>① 振替社債についての権利を受託者の固有財産に帰属させることを理由とする信託の記載又は記録の抹消の手続を受託者単独で行うことができるものとする、受託者により受益者との利益が相反する手続が行われるおそれがあり、これを防止するため、御指摘の場合の申請者には、受益者も含めることが適当であると考えられます。</p> <p>② 御指摘の規定の「受益者」には、受益者代理人が含まれます。</p> <p>③ ①の回答のとおり、振替社債についての</p>

	<p>者多数や受益権の流通性が高い場合にも現実的に対応が可能な規律とすべくご配慮いただきたい。</p>	<p>権利を受託者の固有財産に帰属させることを理由とする信託の記載又は記録の抹消の申請については受益者も申請者とするところ、受益者は口座名義人ではなく、かつ、受益者の氏名・名称や住所等の受益者に関する事項は振替口座簿の記載事項とはされていません。このことから、この申請を受ける振替機関や口座管理機関が当該申請が「受益者」から行われたことの確認を行えるよう社債等振替法施行令案第 11 条第 3 項に掲げる手続を設けることとします。</p>
--	---	---

信託業法施行規則

関係条文	コメントの概要	金融庁の考え方
第 2 条その他	<p>受益者の承諾等に関する規定に関し、「受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。【以下略】）」とは、受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人の承諾等をもって、当該受益者代理人に代理される受益者の承諾等に代えることができる、という理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>

第4条	<p>施行規則第4条においては、親法人、子法人、関連法人等について定義しているが、「出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係」「・・・が推測される事実」「重要な融資」「重要な技術の提供」「重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在」というような不明確な規定については、より具体的、客観的な定義とすべきである。</p>	<p>本規定は、受託者と密接な関係を有する者として、銀行等の密接関係者と同様のものであり、十分に具体的かつ客観的な基準となっているものと考えます。</p>
第6条	<p>事業の信託において、委託者が信託会社に対して対象事業を信託し、当該信託会社が信託勘定において信託業務をアウトソースするなどして対象事業を営むことは、施行規則第6条に定める業務方法書の記載事項を追加する必要があると考えるが、このような信託の受託は、信託業法第21条の業務範囲規制に抵触するものではないという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
第7条	<p>施行規則第7条第1項第3号について、書類の保存についても審査基準となりましたが、具体的にどのような要求水準が想定されるのか。</p>	<p>帳簿書類の量、種類、保存期間等に照らして、委託者及び受益者保護に欠けることのない方法で帳簿の保存を行うことが求められます。</p>
第29条	<p>① 施行規則第29条第1号の「委託者又は受益者（これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む）の指図」とは、受託者が委託者又は受益者等の「承諾」を得る場合も含まれるのか。</p> <p>② 施行規則第29条第2号の「信託会社（これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む）の指図のみによる」とは、委託先が信託会社の「承諾」を得る場合も含まれるのか。</p>	<p>① 第1号の「指図」とは、信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為を行う権限を信託会社に付与する行為をいい、その内容は相当程度の具体性が必要であり、「指定」を受けることでは足りず、受託者の裁量が生じない程度に「特定」する必要があります。</p> <p>委託者又は受益者等の</p>

		<p>「承諾」であっても、信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為を行う決定権限が委託者又は受益者等に帰属している場合において、信託会社が行う信託財産の運用等の内容については信託会社の裁量が生じない程度に特定した上で承諾するときは、当該「承諾」は第1号の「指図」に該当するものと考えます。</p> <p>② 上記①の回答を参照してください。</p>
	<p>信託行為に、受託者は原則として受益者の指図に従うが、受益者からの指図が法令に反する場合、信託目的に反する場合、緊急を要する場合その他受託者が受益者の指図に従うことが困難である場合に受託者の判断で信託事務を行うことができると定めた場合であっても、受託者の裁量が限定的な場面で行使されるにすぎない以上、施行規則第29条第1号に該当すると考えているが、かかる理解でよいか。</p>	<p>受益者の指図に従わない場合については、法第22条第3項第1号、同項第2号、施行規則第29条第3号に該当する場合は別として、施行規則第29条第1号には該当しないものと考えます。</p>
	<p>施行規則第29条第1号は、「信託業務の全て」を委託者又は受益者のみの指図により行う旨の定めがある場合について信託業務の委託の適用除外（受託者と同等の義務を課さない）とする趣旨ではなく、「ある特定の業務」について委託者又は受益者のみの指図に従って行う旨の定めがある場合の当該業務を委託する場合に信託業務の委託の適用除外（受託者と同等の義務を課さない）とする規定であるという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>

	<p>信託行為に信託会社が委託者からの指図に従い債権回収を行う旨の定めがある場合において、委託者兼サービスに債権回収を委託する場合、当該委託者兼サービスは「指図を行う者＝指図に従い行為する者」であることから、当該委託者兼サービスが行う債権回収は施行規則第29条第1号に該当し、受託者と同等の義務を課す委託先に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>債権の流動化において、委託を受けたサービスが債権の回収に関して、金利の減免や債権の免除などについて受託者の承諾を得なければ行えない旨が委託契約等に規定されており、当該サービスが回収につき裁量を有しない場合には、受託者と同等の義務を課す委託先に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>ご提示いただいた場合は、一般的に、施行規則第29条第2号に該当するため、当該サービスは受託者と同等の義務を課す委託先に該当しないと考えます。</p>
	<p>土地信託において、委託者の指図（ないしは委託者に提示されその承諾を得た設計図面）に基づき、受託者がゼネコンに建設を依頼する場合は、法第22条第3項の業務の委託に該当するという理解でよいか。</p>	<p>ご提示いただいた場合は、一般的に、施行規則第29条第1号に該当すると考えます。なお、委託者の指図は建築工事仕様書、設計図等により信託会社の裁量が生じない程度に特定されている必要があり、委託者の承諾の内容も信託会社の裁量が生じない程度に特定されている必要があります。</p>
	<p>不動産証券化において、宅地建物取引業者等がプロパティ・マネージャーとして信託財産の賃貸借契約についての代理権を付与されている場合がある。 このような場合において、受益者であるSPCから指図権限の委託を受けたアセット・マネージャーのみの指図により、それらプロパティ・マネージャーが信託会社に代わって信託の目的の達成の</p>	<p>そのようなご理解で結構です。 なお、アセット・マネージャーの指図は、相当程度の具体性が必要であり、信託会社及び信託会社から賃貸借契約締結の代理権を受けたプ</p>

<p>ために必要な当該業務を行うことが信託行為に定められている場合の当該行為は、施行規則第29条第1号にあたるとの認識でよいか。</p>	<p>ロパティ・マネージャーの裁量を生じない程度に「特定」されている必要があります。</p>
<p>① プロパティマネジメント会社に設備の保守・運転、管理・清掃業務を委託する場合、当該委託は、法第22条第3項第1号、第2号に該当するという理解でよいか。</p> <p>② プロパティマネジメント会社がテナントの決定権限を有する場合（例えば、マンションの入居者を決定するケース）においても、あらかじめ受託者が、賃料水準等テナント決定に係る一定の条件を定めている場合には、当該委託は法第22条第3項第1号、第2号に該当するという理解でよいか。</p>	<p>① ご提示いただいた場合は、一般的に法第22条第3項第1号、第2号に該当すると考えます。</p> <p>② 受託者の提示する条件により、個々の賃貸借契約締結が財産の通常の用法に従った利用行為と解される場合には、法第22条第3項第2号に該当すると考えます。</p>
<p>① 信託財産である建物につき、通常の修繕行為や突発的に修復が必要な事態への対応については、法第22条第3項第1号の保存行為に該当するという理解でよいか。</p> <p>② その他修繕行為についても「受益者の承諾」を得て行っている場合には、法22条第3項の委託先に該当するという理解でよいか。</p>	<p>① そのようなご理解で結構です。</p> <p>② そのようなご理解で結構です。なお、受益者の承諾の内容は、信託会社の裁量が生じない程度に特定されている必要があります。</p>
<p>具体的な信託契約における業務の記載内容の程度として例えば「賃貸借契約に基づき、テナントに賃貸する」、「建物管理業務」等でよいか。</p>	<p>信託の目的や信託業務の内容等に照らして、当該委託する業務の内容を特定できることが必要であると考えます。</p>
<p>信託会社から信託業務（信託財産の管理・運用の業務）の一部を委託された者が、当該業務において一定の管理・運用の権限は有しているものの、信託会社が定めた基準・手続に従わねばならず、</p>	<p>ここでいう「指図」とは、信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行</p>

	<p>この基準・手続の範囲内で裁量を有しているに過ぎない場合においては、施行規則第29条第2号の「信託会社（信託会社から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により委託された信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う」場合に該当するとの認識でよいか。</p>	<p>為を行う権限を信託会社が委託先に付与する行為をいい、その内容は相当程度の具体性が必要であり、「指定」を受けることでは足りず、委託先の裁量が生じない程度に「特定」されている必要があります。</p> <p>信託会社が定めた基準・手続において、信託財産の処分等について、委託先の裁量が生じない程度に「特定」されている場合には、施行規則第29条第2号に該当すると考えます。</p>
	<p>レンディングを行わない有価証券の保管および利金処理等、例えば、国内証券会社、海外カस्टディアンにおける保護預りや海外ボンド、外国株の保護預りは、「保存行為」に該当するという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>カस्टディアンが有価証券管理の委託に付随してレンディングを行う場合において、当該レンディング取引について受託者が提示した条件（例えば、「有担保取引であり、貸付先が優良貸付先に限定され、日々値洗いを行う場合など」）により、当該取引の対象とされた有価証券の返還可能性が確実に担保される仕組みになっている場合には、当該レンディングは、信託業法第22条第3項第2号に規定する「財産の性質を変えない範囲内における利用行為」に該当するという理解でよいか。</p>	<p>レンディング取引は、  (1) 有価証券の返還債務を履行できない場合の信用補完措置が講じられていることに加え、  (2) 有価証券の回収が相当程度見込まれること（例えば、優良貸付先に限定する、流動性の高い有価証券を取引対象債券とする、貸借期間を短期に限定するなどの要素が勘案される。）により、有価証券の償還</p>

		可能性が確実に担保されている場合には、「財産の性質を変えない範囲内における利用行為」(法第22条第3項第2号)に該当するものと考えます。
	有価証券管理に付随しない場合でも、委託者又は受益者、受託者より提示のあった一定の担保条件、貸出先の条件等に従い、委託先(レンディングエージェント)がレンディングを行う場合、当該行為は、委託者又は受益者、受託者の指図により行われるものであることから、施行規則第29条第1号又は第2号に該当するという理解でよいか。	条件等が信託会社(1号)又は信託業務の委託先(2号)の裁量が生じない程度に特定されている限り、そのようなご理解で結構です。
	受益者保護の観点からは、施行規則第29条第1号に、ただし書きとして、「但し、委託者または委託者から指図の権限の委託を受けた者が株式の所有関係または人的関係において受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者以外の者である場合に限る。」を追加すべきではないか。	現案で受益者保護に欠けることはないと考えます。
	施行規則第29条第2号は、信託行為に信託業務の委託先が信託会社のみ指図により委託された信託財産の処分等を行う旨の定めがあることを要件としているが、信託業務と委託先と信託会社の権利関係であるから、信託業務の委託に係る契約に定めることを要件とすべきである。	信託業務を委託しても受益者の保護に支障がないといえる場合の規定であるため、信託行為の定めに従うことは妥当と考えます。
	補助的な機能を有する行為とは、具体的にどのようなものを想定しているのか例示願いたい。 例えば、金銭債権信託において、原債権者である委託者が以下の行為を行う場合にこれら行為は補助的な機能を有する行為に該当するか、その判断の根拠・基準とあわせご教示願いたい。 ①信託対象債権に関する原債務者からの抗弁の主張への対応、その他信託対象債権の支払いに関する原債務者との連絡及び交渉に関する行為	「補助的な機能を有する行為」とは、信託会社から委託された業務が、信託の目的、信託会社が行う業務の内容等に照らして、信託事務処理の手段である行為を補助するに過ぎないものを行います。

<p>②債務者への抗弁の主張</p> <p>③時効中断手続き</p> <p>④担保権及び保証等の管理事務等債権の保全のために必要であって法令により認められる範囲の管理事務</p>	<p>また、金銭債権信託において、原債権者である委託者が行う時効中断手続きや、債務者への抗弁の主張等については、信託財産の保存行為に係る業務（法第22条第3項第1号）に該当するものと考えられます。</p>
<p>現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」3-3-5について、</p> <p>① 本文に記載のある「定型的なサービス提供者のサービスを利用する場合」や「単純な事務処理等を行わせる場合」及び（注）イ～チについては、施行規則第29条第3号に規定する「信託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為」に該当し、受託者と同等の義務を課す委託先に該当しないという理解でよいか。</p> <p>② 本文において信託業務の委託に該当すると考えられる場合として列挙されている各行為に関しても、一定の場合には信託業法第22条第3項第1号、第2号及び施行規則第29条第1号から第3号に該当することにより信託業法第22条第1項及び第2項の適用はないものと理解しており、たとえば、列挙されている行為のうち「第三者が信託財産を保管する場合」は、信託業法第22条第3項第1号の保存行為に係る業務に該当すると考えるが、かかる理解でよいか。</p>	<p>現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」3-3-5本文の「定型的なサービス提供者のサービスを利用する場合」や「単純な事務処理等を行わせる場合」及び（注）イ～へについてはそのような理解で結構です。</p> <p>ト（第三者が行う金銭債権の回収事務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金口座に入金するとどまるなど、裁量を有しないものである場合）を含め、期限の到来した通常債権の取立ては管理行為（信託業法第22条第3項第1号・第2号）に該当するものと考えます。</p> <p>チ（信託財産を他の信託会社又は信託兼営金融機関に信託する場合）</p>

		<p>については、再信託の内容に応じて、信託業法第22条第3項各号の業務に該当するかを判断することになります。</p> <p>②そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>シンジケート・ローンに係る債権を信託した場合、シンジケート・ローンの期中管理を行う貸手のうちの金融機関（エージェント）は形式的には信託業務の委託先に該当することになるが、信託業法第22条の趣旨に反しない限度で信託業法第22条第2項の規制が適用されないように施行規則第29条に規定を加えるべきである。</p>	<p>シンジケート・ローンのエージェントについても、法第22条第2項第1号、第2号、施行規則第29条の規定に該当する業務を委託する場合には、法第22条第2項の規制が適用されないことになります。</p>
第33条	<p>施行規則第33条第2項第2号「損益の分配に係る基準」の記載内容とは、「信託財産毎の元本又は持分に応じて配分する」といった内容を記載すれば足り、個々の信託における利益処分や収益金分配等の計算過程までを記載するという趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>①施行規則第33条第8項第3号において「給付可能額」を交付書面に記載させる趣旨は何か。</p> <p>②上記「給付可能額」の記載は、信託法第225条にいう「法務省令で定める方法」を記載すれば足りるか。</p>	<p>①給付可能額を記載し、信託契約を締結する委託者を保護する趣旨です。</p> <p>②そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>① 施行規則第33条第7項第5号では、信託契約締結前の交付書面の記載事項として「受託者の公告の方法（公告の期間を含む。以下同じ）」と定めているが、本号は、信託業法第29条の2に定める「重要な信託の変更」の場合の受益者の公告への対応のためと置かれたものと考えてよいか。</p> <p>② 「公告の期間」とは、以下のいずれか。 ア) 異議申述期間、イ) 電子公告によった場合における継続した公告期間</p>	<p>① 信託法で定める公告及び信託業法第29条の2で定める公告への対応のために置かれたものです。</p> <p>② 「公告の期間」とは、電子公告による公告をしなければならない期間をいいます。</p>

<p>第37条</p>	<p>施行規則第37条第1項第10号に規定する「債務」は、(信託財産責任負担債務かつ) 金銭債務をいうとの理解でよいか。現行施行規則においては資金の借入れのみが対象とされていたところ、対象を文言上債務一般にまで広げる理由と合わせてご教示いただきたい。</p>	<p>今般の信託法の改正に伴い、委託者の債務を引き受けることが可能となったことを受け、資金の借り入れ以外にも、信託財産が負担する債務がある場合には、受益者保護上、当該債務を受益者に開示する必要があるため、「債務」の記載を求めています。</p> <p>そのため、ここで「債務」とあるのは、主として金銭債務となります。</p>
	<p>施行規則第37条第1項第10号に規定する「信託事務処理に関し通常負担する債務」とは、信託目的に照らして受託者の善管注意義務の範囲内で合理的に必要と認められる範囲内で行うものを指すという理解でよいか。</p> <p>例えば、信託行為において明記されている信託業務の委託に係る費用・報酬などはこれに該当するか。</p>	<p>「信託事務処理に関し通常負担する債務」とは、例えば、租税のように、信託事務を処理するのに通常必要となる費用をいいます。</p>
<p>第38条</p>	<p>① 施行規則第38条第8号に定める「他の目的で作成された書類又は電磁的記録」は受託者以外が作成したもの（例えば受託者からの業務委託先又は受益者からの運用委託先が作成した報告書）も含まれるという理解でよいか。</p> <p>② 複数の書面にわたり施行規則第37条第1項各号に規定する事項が記載されており、当該書面を併せれば同項により必要とされる事項がそろそろような場合も、「前条第1項各号に規定する事項が記載または記録されている場合」に該当することになるか。</p>	<p>① そのようなご理解で結構です。</p> <p>② 受益者保護の観点からは、ご指摘のような場合には、施行規則第38条第8号には該当しないと考えます。</p>
<p>第39条</p>	<p>施行規則第39条第1項に規定する分別管理の方法は信託法第34条の規定に従うという理解で</p>	<p>そのようなご理解で結構です（業法第28条</p>

	<p>よいか。</p>	<p>第 3 項の規定のとおり)。</p>
	<p>施行規則第 39 条第 2 項に規定する「信託業法第 22 条第 1 項の規定により信託財産の管理を委託する場合」には、「業法第 22 条第 3 項各号に掲げる業務を委託する場合」も含まれるが、「信託財産に属する財産と自己の固有財産及び他の財産とを区分する等の方法により管理すること」との規定は、分別管理義務を負わないとしても、委託先は信託財産の適正な管理を行い信託財産を把握しておく必要はあることから設けた規定であり、「委託先に分別管理義務を課す」という趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>施行規則第 39 条第 1 項と第 2 項では求められている委託先の分別管理体制の整備に相違があるのか。相違がある場合、その具体的内容を確認させていただきたい。</p> <p>第 2 項は、第 1 項による分別管理義務を負わない委託先であっても信託財産を適正に管理するための十分な体制を整備しなければならない旨を既定するものであるという理解でよいか。</p>	<p>いずれも信託会社の分別管理義務を定めており、第 1 項は、信託会社自身が行う分別管理義務につき、信託法第 34 条の分別管理義務のほか、受益者を判別できる管理体制を整備することを定めた規定であり、第 2 項は、信託会社の分別管理体制整備義務の一環として、委託先における信託財産の管理に関する信託会社の監督体制整備を課したものであり、委託先に分別管理体制整備義務を課したものではありません。</p>

<p>第41条</p>	<p>施行規則第41条第2項第4号に規定する「通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件」とは、取引を行う「行為時点」での判断によるものであって、「結果」として将来的に受益者に対し不利益を与えることとなるか否かは関係しないという理解でよいか。</p>	<p>「通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件」か否かは、当該取引を行う時点において判断します。したがって、取引時点において、取引条件が、通常の取引条件と比べて、受益者に不利益を与えるものではない場合には、当該取引の結果、受益者に不利益を与えることになったとしても信託業法施行規則第41条第2項第4号に該当するものではないと考えます。</p>
	<p>信託会社が行うことを禁止される「不必要な取引」(信託業法第29条第1項第2号)に該当しない場合であれば、施行規則第41条第3項第2号柱書の「信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合」に該当すると理解してよいか。</p>	<p>信託業法第29条第1項第2号に該当しないからといって、必ずしも、施行規則第41条第3項第2号の「信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合」に該当するとは限りません。</p>
	<p>施行規則第41条第3項第2号イ(1)ないし(3)に規定する「合理的な方法により算出した価額」とは、例えば、以下のようなものが含まれるという理解でよいか。</p> <p>(1) 自己と信託財産との間における取引、一の信託財産と他の信託財産との間の取引において、</p> <p>① 店頭取引(相対取引)が主流となっている公社債の取引において、日本証券業協会におけ</p>	<p>(1)～(3) そのようなご理解で結構です。</p>

<p>る「公社債店頭売買参考統計値発表制度」により公表された「売買参考統計値」に基づき取引を行う場合における当該統計値。</p> <p>② ①が公表されていない公社債の取引において、市場情報提供会社が直近の取引価格等市場情勢を勘案しながら理論的に算出し、当該市場情報提供会社のモニターに表示した価格。</p> <p>③ ①②が公表されていない公社債の取引において、複数の者から提示を受けた気配値。</p> <p>(2) 利害関係人と信託財産との取引において、</p> <p>① 店頭取引（相対取引）が主流となっている公社債の取引において、複数の者から取引条件の提示を受けた価格のうち、信託財産にとって最も有利な価格。</p> <p>② 同時に多数の銘柄の売却又は購入を行う場合において、複数の者から取引条件の提示を受けた価格のうち、信託財産にとって最も有利な価格（所謂「バスケット取引」）。</p> <p>(3) 約定日当日の終値</p>	
<p>施行規則第41条第3項第2号ニの「鑑定評価を踏まえて」とは、鑑定評価額以上であることを必須の要件とはしない趣旨を含むものと理解してよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
<p>証券取引法第2条第1項10号の2（オプションを表示する証券又は証書）に係る取引は、「信託業法施行規則案41条第3項第2号ホ（その他の取引）」にて読むとの理解で良いか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
<p>信託業法第29条第2項柱書が改正され、施行規則第41条第3項第2号が規定されているが、現行信託業法第29条第2項に定める「信託財産に損害を与えるおそれがない場合」に解釈上該当するものとして許容されていた行為は、改正後も許容されとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>

<p>施行規則第41条第3項第2号ホには、「通常の取引の条件と比べて」とあるが、新規性の高い信託等においては、「同種及び同量の取引」が僅少であるため、利害関係人以外の第三者との間で通常行われるであろう合理的な取引（いわゆる「アームズレングス」の取引）に比べて受益者に不利にならない条件で行う取引も許されるとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
<p>施行規則第41条第3項第1号、3号及び4号に規定する取引については、委託者等の指図に従って行う場合若しくは受益者の同意を得て行う取引であるので、第2号に規定されるような取引の条件は特段求められないという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
<p>施行規則第41条第3項第3号は、個別の取引ごとに受益者の同意を得る場合について規定しているが、一定の取引類型を特定した上で、包括的な同意を得る場合も、禁止の例外として許容されるべきではないか。</p>	<p>包括的な同意を得る場合には、受益者の保護に支障を生ずることがないとは考えられないため、禁止の例外を置くことはできないと考えます。</p>
<p>例えば、英国証券の保管料はA社よりも高いが、米国証券の保管料はA社よりも安く、トータルでは競争力のある報酬体系であるB社がある場合に、米国での取引が多い場合にはトータルのコストなど判断し取引はB社と行ったり、日本語サービスがある場合など翻訳コストが低減できるといったメリットを勘案し取引を行うなど、包括的に信託財産に与える影響を勘案して「総合的な判断で受益者に不利益とならない取引」をおこなっている場合については、施行規則第41条第3項第2号ホ「不利にならない条件」によるものという理解でよいか。</p>	<p>取引全体に照らし、個々の取引に密接関連性があれば、そのようなご理解で結構です。</p>

第 4 1 条の 2	信託業法施行規則第 4 1 条の 2 においては、兼営法第 5 条に定める定型的信託契約による信託や公益信託等について、信託法第 1 0 3 条第 1 項各号に規定する重要な信託の変更等を行う場合に公告及び格別に催告をすることを要しないこととされているが、確定給付企業年金にかかる信託や、適格退職年金にかかる信託についても、本条に列記願いたい。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
第 4 1 条の 3	信託業法第 2 9 条の 2 第 1 項に定める公告については、信託会社における公告の方法に限定するのではなく、他の方法によることも認めるべきではないか。	公告は信託会社における方法に限定することが妥当と考えます。
第 4 1 条の 4	施行規則第 4 1 条の 4 では、「受益証券発行信託の信託会社」と規定されているが、このような文言では、信託会社が受益証券発行信託を引き受ける（受託する）のか、発行するのか、販売するのか等が不明瞭であるため、明確な文言とすべきである。	ご指摘を踏まえて、「受益証券発行信託の受託者である信託会社」と修正いたしました。
第 4 1 条の 6	法第 2 9 条の 2 第 3 項にいう「受益権の価格の額」について、市場価格のない受益権についての算定方法及び施行規則第 4 1 条の 6 にいう「当該信託の受益権の信託財産に対する持分」をどのように算定すればよいのか。	市場価格が存在しない受益権の価格については、合理的に算定された価格によるべきであると考えます。
	施行規則第 4 1 条の 6 にいう「当該信託の受益権の信託財産に対する持分」については、複数種類の受益権の間に存在する収益の配当方法や償還方法の違いは考慮せず、信託元本に対する割合によって定まるという理解でよいのか。	そのようなご理解で結構です。
	市場価格のない受益権について、その価格の算定が困難であることからあらかじめ算定方法を信託行為で定めた場合、かかる算定方法に基づいて算出された議決権の個数を前提として受益権者集会の決議であっても、信託業法第 2 9 条の 2 第 4 項第 1 号にいう「受益権者集会」として認められるか。	信託法第 1 0 5 条第 2 項に定める受益者集会である必要があります。
第 4 1 条の	信託業法施行規則第 4 1 条の 8 に掲げる事項	そのようなご理解で

8	<p>は、「合意」（信託業法第29条の3）により受益者が負担することとなるものに限られるという理解でよいか。</p>	<p>結構です。</p>
	<p>施行規則第41条の8第3号について、既に受益者となっている者と間で合意を行う以上、改めて「信託受益権の損失の危険に関する事項」を説明する意味は乏しい。</p>	<p>損失の危険に関する事項を説明することが受益者保護上、必要と考えます。</p>
第42条	<p>施行規則第42条第2項第1号及び第43条第3項第5号では、信託業法第50条の2第1項の登録を受けた者が「子会社等」を有する場合に、連結財務諸表の事業報告書への添付及びその縦覧を義務づけているが、当該登録を受けた者が子会社・関連会社を有している場合であっても、当該登録を受けた者が連結財務諸表を提出する必要がない場合には、事業報告書への添付等も不要という理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
第43条	<p>施行規則第43条第3項第1号ハ及び第51条の4第3号に「業務を執行する社員」とあるが、これは登記申請を行う者が持分会社である場合のみ問題になることを明確にすべきである。</p>	<p>業務を執行する社員の氏名及び役職名については、持分会社である場合に限られます。</p>
第48条	<p>施行規則第48条第3項について、信託業務の委託先が同項各号のいずれかに該当する行為を行ったことを同条第1項第8号の不祥事件に含めているのは、信託業法41条第1項第3号の委任の範囲を超えるものである。</p>	<p>信託業務の委託先が、信託会社の業務に係る業務を遂行するに際して行った不祥事件については、届出すべきと考えます。</p>
第51条の3	<p>施行規則第51条の3第1号において、例えば、投資信託等が規定されていないが、対象の有価証券の範囲を規定した趣旨はなにか。</p>	<p>本規定は投資ビークルを経由して自己信託の登録要件を潜脱するものを想定しているため、自己信託の登録要件よりもより高度の規制がかけられている投資信託については規定し</p>

		ておりません。
	施行規則第51条の3第1項第1号において、括弧内の規定を設けた趣旨はどのようなものか。	自己信託の登録要件よりも高度の規制がかけられている信託会社等を介在させて自己信託の登録要件を潜脱するケースは想定し難いため、本規定を設けています。
	施行規則第51条の3第1号及び第2号の「有価証券」とは、「信託法第三条第三項に掲げる方法によってする信託の受益権の取得又は保有を目的とするもの」が自己信託に係る受益権のみを裏づけにして発行された有価証券を意味し、自己信託に係る受益権以外の財産をも責任財産とする有価証券は同号にいう「有価証券」に該当しないとの理解でよいか。	有価証券を発行する投資ビークルの資産構成は自己信託を行う者の「目的」を判断する判断要素の一つではありますが、それだけをもって自己信託を行う者の「目的」を判断するものではありません。 また、その趣旨を明確にするため、規定の修正をしました。
	施行規則第51条の3第1項第2号において、同号イないしハに掲げる要件を規定した趣旨はどのようなものか。	自己信託の受託者が管理型信託業と同様の信託であり、信託業法の受託者と同様の義務を負い、その旨が資産流動化計画に定められている場合には、潜脱的な運用がされないことが担保されていると考えられることから、本要件を規定しています。
第51条の4	施行規則第51条の4第2号に定める書面とは、具体的にどのような書面を規定しているのか。	自己信託を行う者等が、施行規則第51条の8の規定に抵触しないことを証する書面を規

		定しています。
第51条の7	<p>施行規則第51条の7第1項では、調査すべき事項がイからリまでに列記されているが、対象資産が膨大な場合には、サンプルベースによる調査が認められるのか。</p>	<p>調査主体として定められている者は、それぞれが善管注意義務に基づいて調査業務を行うため、その注意義務に従って調査を行えば足り、信託財産の性質、数量等に鑑み、合理的と認められる場合にはサンプルベースの調査も認められるものと考えます。</p>
	<p>施行規則第51条の7第1項第2号の信託財産の価額の調査では、第2項に各号に規定されている価額と差異がないことを調査すれば足りるのか。</p>	<p>第51条の7第1項第2号に規定する信託財産の価額の調査においては、第2項各号に規定されている事項を踏まえ、例えば、不動産鑑定士の鑑定評価から乖離した財産の価額での信託の設定が行われていないか等を調査する必要があります。</p>
	<p>第51条の7第1項各号に規定されている調査項目については、一定額以上の財産等、重要な財産に限定すべきではないか。</p>	<p>受益者は、自己信託された財産に相当する受益権を取得することになるため、財産額で調査義務の有無を分けることは妥当でないと考えます。</p>

	<p>施行規則第51条の7第1項第1号へに列挙されている事項は例示列挙であり、例えば、信託財産に属する財産が将来債権の場合には、債権額ないし総額を記載することができないから、特定するために必要な他の事項を調査することとなるという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>施行規則第51条の7第1項第1号ハに「借借人の氏名又は名称及び住所」、同号ニに「地上権者の氏名又は名称及び住所」、同号へに「債権者の氏名又は名称及び住所」、同号リに「権利者の氏名又は名称及び住所」とあるが、これらは自己信託設定者の氏名又は名称及び住所を意味することから無意味ではないか。</p>	<p>自己信託設定者が借借人等であることを確認するため、借借人等の氏名又は名称及び住所を調査することが必要と考えます。</p>
	<p>第51条の7第2項第1号において、市場価額のある有価証券について、「当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引に成立価格」とされているが、一定期間価格が成立しないケースも考えられるため気配値の使用を認める必要があるものとする。</p>	<p>一定期間、価格が成立していない場合には、気配値の使用を禁止するものではありませんが、直近の成立価格、価格が成立していないことの事情等を踏まえ、調査を行う者の善管注意義務に従った調査を行う必要があると考えます。</p>
	<p>施行規則案第51条の7第2項第3号に掲げる財産の価額の調査方法においては、例えば、信託財産の価額が、委託者の下における簿価により定められた場合、「簿価により定めること」自体が明らかに不合理でない限り、調査を行う者は、委託者の下における簿価が記載された帳簿と信託財産の価額を対照して、相違がないことを確認すれば足りると解してよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>施行規則第51条の7第1項柱書では、信託財産の調査は「速やか」に行わなければならないとされているが、信託設定時点から速やかに行うのか、自己信託を行おうとする者から調査者が選ばれた時点から速やかに行うのか。</p>	<p>信託設定時点から速やかに行う必要があります。</p>

	<p>調査者は、「適正かつ合理的と認められる方法」で調査を行うことで足り、さらに、受益者等の第三者に調査結果を説明する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>調査の内容については、自己信託を行う者と受益者が信託財産価額について合意している場合には、より客観的な価額を第三者が述べることは多くの場合不可能であるため、信託財産の価額を第三者が調査するのではなく、信託財産の価額を算定するために必要な情報の正確性を調査させるべきではないか。</p>	<p>多数の受益者が存在する場合、情報量・交渉力の格差が生じるため、第三者が信託財産の価額まで調査するのが妥当と考えます。</p>
	<p>施行規則第51条の7第1項各号において、調査すべき内容、第3項における報告すべき調査の結果が不明確であり、明確化すべきである。</p>	<p>本規定で明確になっていると考えます。</p>
	<p>施行規則第51条の7に規定されている信託財産に属する財産に関する事項の調査を行うに当たり「適正かつ合理的と認められる方法」について、明確な基準がない上、信託の対象となる財産も様々であり、当該財産に対する手続もそれぞれ異なるものと考えられる。また、会計士、弁護士、税理士等調査を行う者によって調査方法が異なることが想定されることも考えると「適正かつ合理的と認められる方法」については、幅があると理解してよいか。</p>	<p>それぞれ、調査を行う者が善管注意義務に則って調査を行う必要がありますが、調査方法については、そのようなご理解で結構です。</p>
	<p>第51条の7第1項第2号の「信託財産に属する財産の価額」について、信託財産の中には、時価評価の実務慣行がないものもある。そのため、常に時価評価が必要というものではないと理解してよいか。</p>	<p>必ずしも時価である必要はありませんが、合理的な価格である必要はあります。</p>
	<p>第51条の7第3項でいう「調査の結果」を受託者に報告するに当たり通常、調査対象、調査方法及び調査結果等を報告書に記載することが考えられるが、当該報告書の記載事項を具体的に明示して欲しい。</p>	<p>第51条の7第1項各号に掲げられた事項について、受益者保護上、必要な事項を報告すべきと考えます。</p>

	<p>施行規則第51条の7第3項は、調査者に調査手続を行った範囲内で発見した事項に限って不正行為等の記載・記録義務を課しているものであって、調査者に積極的に不正行為等の調査・発見義務や、不正行為等がないことの保証義務まで課しているものではないと考えるが、問題ないか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
第51条の8	<p>三事業年度連続して経常損失が生じている場合には、純資産額の如何に拘わらず、登録自己信託業者には兼業業務の健全性が認められないとされているが、三事業年度連続して経常損失が生じている場合であっても、純資産額を考慮すべきである。</p>	<p>自己信託の登録期間が3年であること、自己信託を行った者の倒産リスク、信託財産の流用の懸念等を総合的に考慮し、3事業年度連続して経常損失が生じている場合には、兼業業務の健全性は認められないものと考えます。</p>
	<p>経常損失と純資産額を兼業業務の健全性の基準としているが、例えば、2期以上連続してキャッシュ・フローがプラスであること等の場合には、兼業業務の健全性を認めるべきではないか。</p>	<p>同上</p>
	<p>純粋持株会社が研究開発を行っている企業も多く、このような純粋持ち株会社は、一般的に個別財務諸表では経常損失が生じており、兼業業務の健全性要件を満たすことは難しいため、法令遵守体制や業務遂行体制等と純資産額を考慮した基準とすべきである。</p>	<p>研究開発型の事業会社や持株会社が自己信託を行う場合であっても、受益者保護の観点から、当該会社の兼業業務の健全性は必要と考えます。</p>
	<p>自己信託を行う事業会社にとって、信託業務から見た兼業業務が本業であるため、三事業年度連続して経常損失が生じている場合には登録拒否要件となる規定が自己信託設定後も、引き続き適用されるとすれば、本業の経営不振が続けば、自己信託自体の運営がうまくいっていても、信託業務を先に終了させることになるのは、かえって、受</p>	<p>兼業業務の健全性が認められなくなった場合、信託業法上の登録の取消しを受けることはあっても、それにより、私法上の自己信託を終了させるものではない</p>

	<p>益者の利益にならないのではないか。</p>	<p>ため、受益者の利益を損なうものではないものと考えます。</p>
	<p>施行規則第51条の8においては、連結財務諸表提出会社の単体業績が思わしくなく3期連続で経常損失が計上された場合には、いかに登録対象会社の業績が優れていたとしても、兼業業務の健全性が認められないことになるため、支配会社に関する現行の規定は削除すべきと考える。</p>	<p>法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者（支配会社）が存在する場合には、法第50条の2第1項の登録を受けた者を含むグループとしての健全性を考慮する必要があるため、連結財務諸表における経常損失も考慮する必要があると考えます。</p>
	<p>登録対象会社に子会社又はその支配会社が存在していたとしても、当該登録対象会社または当該支配会社が連結財務諸表提出会社ではない場合には、個別財務諸表の数値のみが兼務業務の健全性の判定に用いられることとなるという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
その他	<p>一般事業会社が自己信託を行う者としての登録をした場合、管理型信託会社と同様、金融庁の監督に服することになる。しかし、主として信託業務を行うために設立される管理型信託会社と、付随的に自己信託を行う事業会社では、信託業務の位置づけが異なるため、金融庁からの監督及び検査対象には、例えば、信託業務から見て兼業とされる事業会社の本業については除外されるなどの規定を設けることは考えられないか。</p>	<p>事業会社の本業についても、受益者保護上、必要があれば、自己信託を行う者として、金融庁の監督及び検査の対象となるのが妥当と考えます。</p>
	<p>現行信託業法施行規則第94条第3号イに「信託法第36条第2項」とあるが、これは信託法の改正に伴って改められるべきではないか。</p>	<p>信託受益権販売業者に係る内閣府令は金融商品取引法制に関する内閣府令で手当てすることとしています。</p>

	<p>自己信託の登録に係る処理期間については、可能な限り短い期間となるようにすべきである。</p>	<p>自己信託の登録に係る処理期間については、管理型信託会社の登録と同様、2ヶ月以内にするよう努めるものとし、ます。</p>
--	---	--

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則

	コメントの概要	金融庁の考え方
<p>第10条</p>	<p>信託財産たる有価証券の貸付業務を委託する場合（いわゆるセキュリティ・レンディング・エージェント業務。委託者または受託者が定めた一定の条件の範囲内において、エージェントとして借入先の選定を含めた契約条件の交渉、証券貸借契約の締結、貸借取引の実行及びそれに付随する業務）には、兼営法施行規則第10条第2号所定の要件を満たす場合にのみ兼営法で準用する信託業法第22条第3項柱書に定める適用除外条項の適用を受けることになるのか、信託業法第22条第3項第2号の「利用又は改良を目的とする業務」に該当するのか。</p>	<p>レンディングを行わない有価証券の保管及び利金処理等、例えば、国内証券会社、海外カストディアンにおける保護預りや海外ボンド、外国株の保護預りは、「保存行為」に該当し、レンディング取引を行う場合は、(1)有価証券の返還債務を履行できない場合の信用補完措置が講じられていることに加え、(2)有価証券の回収が相当程度見込まれること（例えば、優良貸付先に限定する、流動性の高い有価証券を取引対象債券とする、貸借期間を短期に限定するなどの要素が勘案されうる。）により、有価証券の償還可能性が確実に担保されている場合には、「財産の性質を超えない範囲内における利用行為」（法第22条第3項第2号）に該当するものと考えます。</p>

	<p>信託業務を営む金融機関が行う信託財産に係る有価証券等（先物取引・オプション取引を含む）の売買において、委託先が、当該金融機関のみの指図に基づき（当該有価証券等売買の）発注行為及びそれに付随する業務を行う場合には、兼営法施行規則第10条第2号に該当するという理解でよいか。</p>	<p>当該金融機関の指図が、委託先の裁量が生じない程度に特定されている限り、そのようなご理解で結構です。</p>
第11条	<p>委託者と密接な関係を有する者（関連法人）の定義として「当該法人等との間に営業上又は事業上の取引があること」と定義されているが、当該法人等との間に必ずしも重要ではない取引があるだけで、関連法人に該当する懸念があることから、銀行法における関連法人の規定（銀行法施行規則第14条の7第2項第2号ニ）、金融商品取引法における関連会社等の規定（金融商品取引業等に関する内閣府令案第37条第2号ニ）等と平仄をあわせ、「当該法人等との間に営業上又は事業上の<b>重要な</b>取引があること」と修正いただきたい。</p>	<p>ご指摘を受け、修正しました。</p>
第19条	<p>施行規則第19条第1項第10号について、「通常」の範囲が不明確ではないか。</p>	<p>「信託事務処理に関し通常負担する債務」とは、例えば、租税のように、信託事務を処理するのに通常必要となる費用をいいます。</p>
第21条	<p>施行規則第21条第3項第1号は、「信託行為により設定された期間」とは、従来どおり信託契約の終了日を指すという理解で良いか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p> <p>なお、信託行為の中には、信託契約の他に、遺言による信託、自己信託を含みます。</p>
第23条	<p>信託勘定の余裕金などを銀行勘定と合わせて運用するいわゆる銀行勘定貸は、兼営法施行規則第23条第5項第8号に定める「金銭債権」に該当し、受益者に対する書面交付義務（信託業法第29条第3項本文に定める書面交付義務）が免除されるという理解で良いか。</p>	<p>兼営法施行規則第23条第5項第8号に定める「金銭債権」は限定列举であり、いわゆる銀行勘定貸は含まれないものと考えます。</p>

	<p>グローバル・カストディアンが利害関係人である場合において、グローバル・カストディ業務の一環としてのグローバル・カストディアン（外国金融機関）への預け金は、兼営法施行規則第23条第5項第8号に定める「金銭債権」に該当し、受益者に対する書面交付義務（信託業法第29条第3項本文に定める書面交付義務）が免除されるという理解で良いか。</p>	<p>兼営法施行規則第23条第5項第8号に定める「金銭債権」は限定列挙であり、外国金融機関は同号の「金融機関」に含まれません。</p>
第39条	<p>施行規則第39条第1項第3号イについて、他者の行為が「犯罪行為」に該当するか否かの判断を裁判所ではなく受託者が行うのは、推定無罪の原則に照らすと不合理ではないか。</p>	<p>適切な監督を行う上では、早期の届出が必要であるため、不合理な規定ではないと考えます。</p>
	<p>施行規則第39条第1項第3号ハについて、信託業法の行為規範は行政による解釈の余地が多く、違反しているか否かの判断が困難であるため義務化になじまない。</p>	<p>同上</p>
	<p>施行規則第39条第1項第3号において、「代理店」が行ったイ〜トに掲げる行為のうち、所属信託兼営金融機関が届出を行うべき事項は、当該信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該信託業務を営む金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介に係るものに限る、という理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。なお、規定の趣旨を明らかにするため、修正しました。</p>

保険業法施行規則

	コメントの概要	金融庁の考え方
第23条の7 第31条 第31条の4	<p>信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う「会社法施行規則の一部を改正する省令案」では、保険業を営む株式会社について信託社債が発行できることとなったが、保険業法施行規則第23条の7、第31条、第31条の4は改正されず、相互会社は信託社債を発行することができないままとなっている。これはイコールフットイングの観点から問題があり、何らかの対応をすべきである。</p>	<p>信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う「会社法施行規則の一部を改正する省令案」に規定する「信託社債」は、信託財産の流動化ニーズに応えるため、信託受託できる株式会社が信託社債を発行することを可能としたものと解されます。保</p>

		<p>険金信託ではこのような流動化は想定されず、保険金信託以外の信託を受託できない保険会社には信託社債発行に関する規定は実質的に不要と考えています。</p>
<p>第52条の22第1項</p>	<p>保険金信託に係る分別管理の方法を定める保険業法施行規則第52条の22は、保険業法第99条第8項の準用する信託業法第28条第3項を受けた規定であり、信託業法第28条第3項には「信託法第34条の規定に基づき」とあるので、保険業法施行規則第52条の22第1項の規定する分別管理の方法は、信託法第34条および同条第1項第3号を受けた法務省令に定める方法が認められるとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>

担保付社債信託法施行規則

	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>決算期を半年決算に限定するのは避けて、1年決算又は選択制にすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を受け、修正しました。</p>

その他

	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>信託法整備法第3条により旧法信託に関しては原則として旧信託業法・施行令・施行規則が適用になると思われる。旧法信託について、新法（新信託業法）の適用を受けようとする場合、どのような手続を踏めばよいか必ずしも明らかではないように思われる。例えば、個別の信託契約につき委託者、受託者、受益者が新法の適用を受ける旨のみ合意することでよいか。</p>	<p>旧信託法の下で成立した信託（旧法信託）については、原則として旧信託業法が適用されることとなります。</p> <p>もともと、旧法信託についても、信託行為の定め、又は委託者、受託者及び受益者の書面若しくは電磁的記録による合意によって、適用される法律を新法（新信託法・新信託業法等改正後の法律）とする旨の信託の変更を行うことにより、新法の適用を受ける信託（新法信託）とすることが</p>

		<p>できます（信託法整備法第3条）。</p> <p>新法では受託者義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定の整備等が行われたところであり、個々の状況に応じて、新法信託を活用することが想定されています。</p>
	<p>ある信託が旧法信託（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条により従前の例によるとされる信託）である限り、利益相反取引行為や信託事務の委託が信託法施行後に行われても信託業法は適用されないという理解でよいか。</p>	<p>旧法信託については、原則として旧信託業法が適用されることとなります。したがって、利益相反取引行為や信託事務の委託が信託法施行後に行われる場合であっても、旧信託業法が適用されることとなります。</p> <p>もっとも、旧法信託についても、信託行為の定め、又は委託者、受託者及び受益者の書面若しくは電磁的記録による合意によって、適用される法律を新法（新信託法・新信託業法等改正後の法律）とする旨の信託の変更を行うことにより、新法の適用を受ける信託（新法信託）とすることができます（信託法整備法第3条）。</p> <p>新法では受託者義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定の整備等が行われたところであり、個々の状況に応じて、新法信託を活用することが想定されています。</p>

	自己信託を営業として行った場合であっても、信託業に該当し、信託会社としての免許等 を取得する必要はないという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。
--	--	----------------